

ポリビアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
14	税制	日機輸	(1)	過重な税負担	・鉱業セクターにおいては通常法人税(IUE/25%)、追加法人税(AA-IUE/12.5%)に加え、累計課税所得が累計投資額を超過した際に課されるSurtax(25%)が課される税制となっている。さらに、Mining Royalty(売上の5~6%)も課されるため、最大で税前利益の7割程度を納税しなければならない税制になっている。	・外資企業にとって参入障壁が低く且つ安定的にポリビア国内でビジネスを継続でき、ポリビア国/外資企業双方にとって有益な税制となるような税制改正をお願いしたい。	・大統領令 27947 号第 51 条 ・大統領令 24780 号第 36 条~第 41 条
16	雇用	日機輸	(1)	定期的な賃上げ	・ポリビア国では毎年5月1日に主に前年度の物価上昇率を大幅に上回る賃上げが大統領令により行われることが通例となっており、企業側の負担が年々増加している。	・企業側への負担も十分に考慮し、持続可能な制度にしていきたい。	・大統領令(毎年発布。例：大統領令 2346(2015年発布))
		日機輸	(2)	過度な雇用保護	・同国憲法上、雇用の安定性は憲法上の権利と謳われており、労働者の雇用が手厚く守られており、企業側として雇用調整が難しい法制度となっている。特に定年退職に関しては、労働基準法第66条では65歳時点で強制退職になると規定されている一方で、憲法第45条では、定年退職は労働者の「権利」であってあくまで自由意志によるものであり、「義務」でないとして規定されているなど法的な矛盾があり、定年に伴う退職の催促が非常に難しい。	・定年退職に強制力がないと雇用調整ができず、特に鉱山業のような期間が有限かつ市況の影響を大きく受けるビジネスにおいては企業に大きな負担がかかる。雇用側と被雇用側との権利関係においてバランスのとれた法整備をお願いしたい。	・憲法 45 条 ・労働基準法第 16 条、第 66 条